

# 食品衛生情報 ぶくおか

発行所  
公益社団法人 福岡県食品衛生協会  
電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613  
e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

平成29年10月30日(月) 平成29年度第7号  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17  
トーカン博多第5ビル 705号  
ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

## ～ノロウイルス食中毒予防強化期間が始まります!!

(11月1日～1月31日)～

本年度も公益社団法人日本食品衛生協会主催の下、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」が実施されます。

ノロウイルスによる食中毒は、年間を通して発生しており、特に冬期に多発し、大規模な集団食中毒も発生しています。

今年の初めには、「刻み海苔」を原因食品とする患者数1,000名を超えるノロウイルスによる大規模な食中毒が発生し、ノロウイルスの怖さを再認識させられました。

感染者や調理器具などを介して汚染した食品を喫食することによりノロウイルス食中毒が発生することが多いことから、食品取扱者の健康管理や衛生的な手洗いの実施、調理器具の消毒などが極めて重要です。

このような状況の中、ノロウイルスによる食中毒を未然に防止し、消費者の食への不安を解消するため、11月から1月までの3か月間を、ノロウイルス食中毒予防強化期間と定め、全国の食品衛生協会と連携して、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、ノロウイルスに関する正確な情報を提供し、消費者と事業者が、相互に情報を共有する事業を一層強力に推進するものです。

## ～食品に関するリスクコミュニケーション～

### 「今、改めて考える 食品中の放射性物質に対する現状と取組」

日時：11月21日(火) 13:30～16:15 (受付開始13:00～)  
場所：南近代ビル貸会議室(福岡市博多区博多駅南4-2-10)  
定員：200名(申込締切 11月15日(水))(参加費無料)

【お問い合わせ先】

「食品安全に関するリスクコミュニケーション」運営事務局

TEL: 03-5549-6912 Email: shouhishacho@intergroup.co.jp

## ～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、政府が管掌する労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主の方は、労働者の方が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092-434-9835

福岡労働局ホームページ <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## ～食品衛生指導員ブロック別体験発表

### 最優秀者選考結果～

9月に実施した食品衛生指導員ブロック別第一次研修会において、平成30年度食品衛生指導員全国大会における体験発表福岡県代表の候補者として、各ブロックの最優秀者を選考した結果、次の3名の方に決定しました。おめでとうございます。候補に選ばれなかった皆様も大変お疲れ様でした。

なお、3月中旬実施予定の二次研修会において、3名の中から代表者1名が選ばれます。皆さん、頑張ってください。

筑豊ブロック(京築支所) 中原 裕美余 氏 「今だからできる私なりの指導員活動」  
福岡ブロック(糸島支所) 久田 賢太 氏 「ドキドキ巡回指導」  
筑後ブロック(久留米支所) 栗野 季子 氏 「心の中の、メダルを胸に！」

## ～食品賠償共済 共済金支払い事例～

○加入者が食材の仕入れのために自転車を運転していたところ、歩行者と接触し、腰椎圧迫骨折のだけがを負わせてしまった事例 (出典:食と健康 2017年10月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
				休業掛金			
施設賠償事故	平成26年9月5日	さいたま市	飲食店	9,000円	従業員が食材の仕入れのため自転車で走行していた際に歩行者に接触し、入院させた。被害者は腰椎圧迫骨折しており、後遺障害11級7号が認められた。加入者の過失割合は85%とされた。	1名	施設賠償金：11,000,300円
				1,700円 (施：4,100円)			

最終的に、被害者は腰椎圧迫骨折しており、後遺障害11級7号「脊柱に変形を残すもの」と認定されました。加入者は、被害者と治療費や慰謝料、休業補償金を含め、1097万2001円で示談しましたが、施設賠償特約は補償限度額が1000万円であり、限度額の支払いとなりました。

食中毒に限らず、施設リスクや業務リスクによる事故も本件のように高額に上る可能性があります。「あんしんフード君」は基本契約で施設リスク・業務リスクを補償しています。(支払い限度額1億円×加入者数)

○黄色ブドウ球菌による大規模食中毒事例 (出典:食と健康 2017年6月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
黄色ブドウ球菌	平成26年7月20日	長野県 上小	仕出し・弁当	98,300円	小学生のサッカー大会及び高校生と小学生対象のラグビー大会の昼食に提供した弁当による食中毒。治療・療養のため、別途発生した交通費が損害として認定された。	539名	4,998,669円

小学生対象のサッカー大会及び高校生と小学生対象のラグビー大会で提供した昼食の弁当が原因で、539名が食中毒の被害に遭いました。本事例では、大半の被害者が遠方から大会に参加している学生だったこともあり、保護者が現地へ訪れるための交通費も支払われました。そのため、被害者に支払われた保険金は908万8808円(他社と重複)と高額になりました。

もし、本件加入者が「あんしんフード君」に加入していたら、事故原因の調査費用や消毒費用などが支払われていた可能性があります。

だから……

**あんしんフード君**(総合食品賠償共済)

への加入をお勧めします。

詳しくは、<http://www.n-shokuei.jp/>でご確認ください